

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年10月策定

技能労務職の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同一または類似の職種に従事する者との均衡に留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度を確立し、運用することが必要です。

本町では、技能労務職員の給与等について総合的な点検をおこない、その現状、見直しに向けた取組方針を策定いたしました。

1 現状

(1) 職種ごとの平均年齢、平均給与等の状況

区 分	甲良町			民 間(滋賀県内)	
	平均年齢	平均給料月額 (単位: 百円)	平均給与月額 (単位: 百円)	平均年齢	平均給与月額 (単位: 百円)
全 体	53.1 歳	2,914	3,016	—	—
学校調理員	53.8 歳	2,889	2,937	38.5 歳	2,694
用務員	58.0 歳	2,605	2,646	53.9 歳	2,272
運転手	50.8 歳	3,093	3,487	54.6 歳	2,988

(注) 1 「平均給料月額」とは平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成16年～18年の3ヶ年平均)

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別職員数

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
全 体	人	人	人	人	人	人	人	人 1	人 2	人 4	人 3	人
学校調理員									1	2	1	
用務員											2	
運転手								1	1	2		

(3)その他の給与に関する事項

① 給料表

技能職については、国家公務員の行政職給料表(二)の1級から5級を、労務職については、同給料表の1級から4級を合成した給料表を採用している。

② 諸手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当を支給しており、国家公務員に準拠している。

③ 昇給基準

毎年1月1日に前年1年間における勤務実績等に応じ、4号給を標準として昇給するが、57歳を超える職員については2号給を標準とする昇給抑制措置を実施している。

2 基本的な考え方

本町は、地方分権時代に見合った持続可能な自治体経営システムを確立するため、平成18年3月に行財政集中改革プランを策定するとともに定員適正化計画を策定し、計画的な職員数の削減を図り、効率的な行政運営に努めています。

この中で、技能労務職員については、原則として退職者不補充とするとともに、外部委託、指定管理者制度等の導入により積極的に民間の活力を活用することとしています。

3 具体的な取組内容

平成18年4月の給与構造の見直しの実施により、給与水準を平均4.8%引き下げるとともに、57歳以降の昇給抑制を実施しました。

平成20年4月現在、技能労務職員10名が在職していますが、平成21年以降、順次定年退職を迎えることから、今後は新規の技能労務職員を採用せず、外部委託、指定管理者制度等の導入により対応します。

4 その他

技能労務職員の採用については、平成8年度以降実施しておらず、業務の一部委託や臨時職員の活用により、退職者不補充としています。

現在、技能労務職員については、平成21年度以降6年間に、7人(全体の70%)の技能労務職員が定年退職を迎えることとなり、民間委託の推進や事務事業の見直し等に取り組むことにより職員数を削減し、将来的には全廃も視野に入れて、技能労務職員にかかる総人件費の削減に取り組めます。